未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習 志 野 市

報 道 発 表 資 料
平成２９年５月９日

日本下水道事業団と災害支援協定を締結しました

下水道施設について災害が発生した場合に災害支援を要請するため、日本下水道事業団と災害支援協定を締結いたしましたので、お知らせいたします。

災害により下水道施設が被災しますと浸水被害の拡大や、生活環境の悪化、公共用水域の水質の悪化等の被害の発生するおそれがあります。被害の発生・拡大の防止のためには、被災した下水道施設の機能の早期回復が求められます。本協定を締結したことで、災害時に公共下水道管理者である習志野市に代わり、日本下水道事業団が被災した対象施設の維持または修繕に関する工事（設計、積算を含む）を実施することが可能となります。

災害支援の円滑な実施が可能となることで、下水道施設の機能回復が迅速化され、被害の発生・拡大の防止に効果が期待されます。

１．協定の名称
　習志野市・日本下水道事業団災害支援協定
２．協定締結先
　日本下水道事業団
３．対象施設
　・下水処理場　１箇所（津田沼浄化センター）
　・ポンプ場　　２箇所（秋津汚水中継ポンプ場及び袖ヶ浦汚水中継ポンプ場）
４．災害支援の内容
　① 対象施設の災害の状況を確認するために行う現地調査
　② 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成
　③ 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
　④ 災害査定に必要な設計図書その他の関連資料の作成（作成のために行う現地調査を含む）及び災害査定への立会
　⑤ 災害支援に附帯する支援
５．協定の目的等
　災害支援の円滑な実施により、被害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
　本協定は下水道法（昭和３３年法律第７９号）第十五条の二（災害時維持修繕協定の締結）に基づく災害支援協定である。
６．協定締結日　平成２９年４月３日

問合せ：都市環境部下水道課　担当者　三塚　岳洋（みつづか　たけひろ）
電話番号　０４７－４５３－９２９３

習志野市ご当地キャラ
ナラシド♪